

企業経営情報 REPORT

Available Information Report for Corporate Management

2018

08

経営

平成30年度 各種支援制度の概要を理解する！ 中小企業施策 活用のポイント

- ① 平成30年度 重点施策の概要
- ② 経営サポートに関する施策内容
- ③ 資金繰り改善に役立つ金融サポート施策
- ④ 財務サポート施策活用のポイント

税理士法人 森田会計事務所

1 | 平成 30 年度 重点施策の概要

1 | 中小企業施策 活用の重要性

国、地方公共団体による各種支援制度、公的補助金・助成金制度を熟知している企業経営者は少ないかも知れません。その理由は、ホームページなどで各制度に関する情報は公表されているものの、自ら情報収集しなければいつ頃、どのような制度が決定されたのか、知る機会自体が少ない状況であるからです。

ホームページなどで随時チェックを行っていないと、制度に関する情報を知らないまま、当年度の募集がすでに終わっていたということもあります。

また、申請手続きが複雑であることが理由で、積極的に活用しないという経営者もいるようです。

しかし、自社の状況に合った各種支援制度・補助金・助成金をうまく活用できれば、自社にとっては、大きなメリットがあります。

本レポートでは、中小企業が活用できる各種支援制度・補助金・助成金について、特に活用メリットの大きい制度を中心に紹介します。参考になる制度があれば積極的な活用をお勧めします。

2 | 各種支援制度を活用するメリットとデメリット

各種支援制度・補助金・助成金は、活用メリットの大きいものがいくつかあります。一方で手続きが煩雑であるなどのデメリットもあります。

下記にメリット・デメリットを整理しました。

(1)各種支援制度を活用するメリット

- ① 経営基盤の強化に活用することで収益増加に貢献できる
- ② 社員育成、社員の雇用改善に活用できる
- ③ 金融機関からの融資を受けやすくなる
- ④ 受給要件を満たすために健全な会社になるきっかけができる

(2)各種支援制度を活用するデメリット

- ① 手続きが煩雑である
- ② 毎年制度が変更される場合があり、廃止されることもある
- ③ 条件に合わないと活用できないことがある
- ④ 申し込み時の審査で内諾を得ていても、申請時に受給要件が満たされない場合がある

上記、メリット・デメリットを勘案した上で、自社に合った中小企業施策を活用する必要があります。

3 | 平成30年度重点施策

平成 30 年 4 月、中小企業庁ホームページで「平成 30 年度 中小企業施策利用ガイドブック」が公表されました。このガイドブックでは、中小企業施策を以下の項目に分類し、項目毎に利用できる施策が説明されています。

- ① 経営サポート：技術力の強化、創業・ベンチャー支援、経営革新支援、新たな事業活動支援、知的財産支援、再生支援、雇用・人材支援、海外展開支援、取引・官公需支援、経営安定支援、小規模企業支援
- ② 金融サポート（融資制度、保証制度）
- ③ 財務サポート：税制、会計、事業承継
- ④ 商業・地域サポート：商業・物流支援
- ⑤ 分野別サポート
- ⑥ 相談・情報提供：中小企業支援センターなど

本レポートでは、これらの施策のうち、平成 30 年度の重点的な施策を抜粋しましたのでご確認ください。

■平成 30 年度重点施策

1. 経営サポート	サービス等生産性向上 IT 導入支援事業
	事業承継補助金
2. 金融サポート	信用保証協会による借換保証
	IT 活用促進資金

3. 財務サポート	固定資産税の特例の創設
	事業引継ぎ支援事業
	中小企業向け所得拡大促進税制

4 | 中小企業の定義

本レポートで紹介する施策について、「中小企業（者）」及び「小規模企業（者）」とは、以下の者を指します。

(1) 中小企業の範囲

中小企業基本法では、中小企業者の範囲を次のように定義しています。

中小企業は、日本の企業の 99.7% を占め、従業員の 70.1% が働くなど、経済において中心的な役割を果たしています。

業種分割	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金 3 億円以下 または 従業員数 300 人以下
卸売業	資本金 1 億円以下 または 従業員数 100 人以下
小売業	資本金 5 千万円以下 または 従業員数 50 人以下
サービス業	資本金 5 千万円以下 または 従業員数 100 人以下

(2) 小規模企業者の定義

製造業その他	商業・サービス業
従業員 20 人以下	従業員 5 人以下

上記の掲げた中小企業の定義は、中小企業政策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、法律や制度によって「中小企業」とし扱われている範囲が異なることがあります。例えば、法人税法における中小企業軽減税率の適用範囲は、資本金 1 億円以下の企業です。なお、本レポートでは、通常の見解と異なる場合にはその旨明記してあります。

2 | 経営サポートに関する施策内容

1 | サービス等生産性向上 IT 導入支援事業

サービス業を中心とした中小企業、小規模事業者が、新たに生産性向上に貢献する IT ツール・ソフトウェアを導入する際に、補助を受けることができます。

(1)対象となる方

主にサービス業に従事する中小企業、小規模事業者（飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等）

(2)支援内容

①補助対象経費

IT ツール（ソフトウェア、サービス等） ※ハードウェアは対象外

例）パッケージソフトの本体費用、クラウドサービスの導入・初期費用等

②補助金の上限額・下限額・補助率

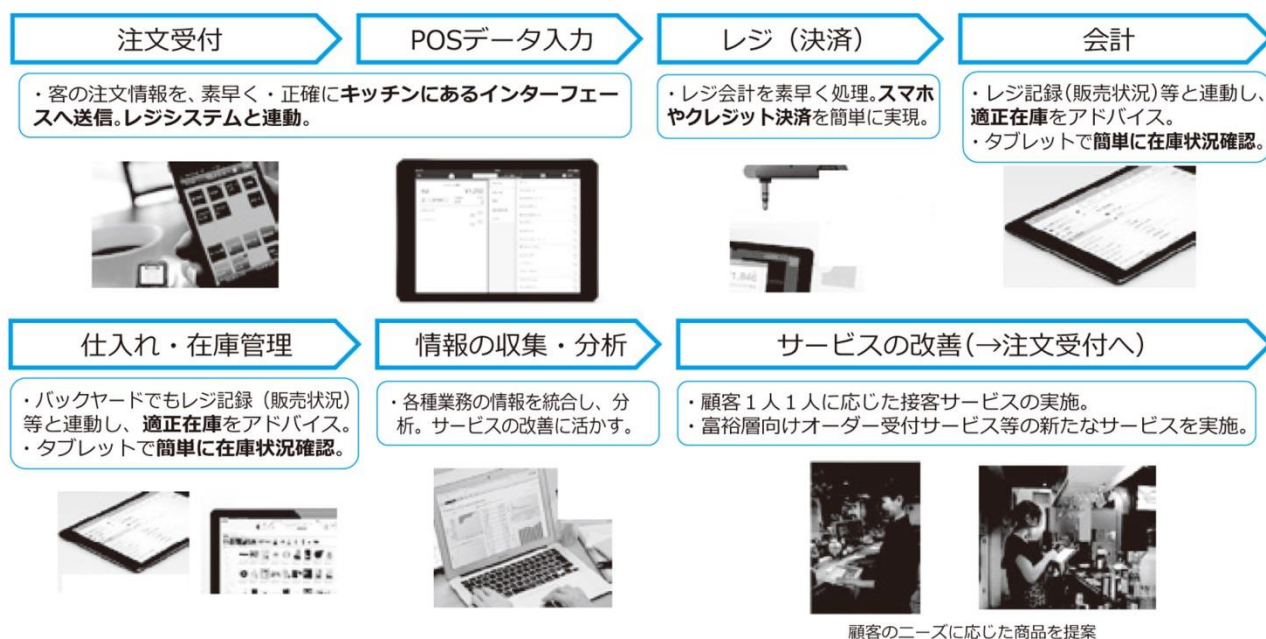
上限額	50 万円
下限額	15 万円
補助率	1/2 以下

③募集期間：平成 30 年 4 月以降

(3)ご利用方法

- ①補助事業者（中小事業・小規模事業者）において事業計画を策定（詳しくは、補助金ホームページや支援ポータルサイト「ミラサポ」など参照）
- ②自社の事業エリアをカバーする、または改善が必要な業務に対応する IT ツールを取り扱っている IT 導入支援事業者を事務局ホームページで検索
- ③IT 導入支援事業者と相談しつつ、最も適した IT ツール等を決定
- ④IT 導入支援事業者に必要な情報を渡し、IT 導入支援事業者から代理申請（電子申請）
- ⑤交付決定の通知後に、契約・導入の実施
- ⑥支払いまで完了後、完了報告を作成・提出

(4) サービス等生産性向上 IT 導入支援事業 導入イメージ(飲食業)



2 | 事業承継補助金

事業再編、事業統合を含む経営者の交代を契機として経営革新等を行う事業者に対して、その取り組みに要する経費の一部を補助します。

(1) 対象となる方

<後継者承継支援型>

事業承継（事業再生を伴うものを含む）を行う個人及び中小企業・小規模事業者等であり、以下の①～③の要件を満たすこと（※1）（※2）。

- ①事業承継を契機として、経営革新等に取り組む、または、事業転換に挑戦する者であること。
- ②産業競争力強化法に基づく認定市区町村又は認定連携創業支援事業者により特定創業支援事業を受ける者など、一定の実績や知識などを有している者であること。
- ③地域の需要や雇用を支える者であり、地域の需要や雇用を支えることに寄与する事業を行う者であること。

<事業再編・事業統合支援型>

事業再編・事業統合等を行う中小企業・小規模事業者等であり、以下の①～③の要件を満たすこと（※2）（※3）

- ①事業再編・事業統合等を契機として、経営革新等に取り組む、または、事業転換に挑戦する者であること。
- ②産業競争力強化法に基づく認定市区町村又は認定連携創業支援事業者により特定創業支援事業を受ける者など、一定の実績や知識などを有している者であること。
- ③地域の需要や雇用を支える者であり、地域の需要や雇用を支えることに寄与する事業を行う者であること。

※ 1 後継者承継支援型には事業譲渡や株式譲渡等による承継は含みません。

※ 2 要件等については、今後の検討状況によっては変更があり得ることにご留意下さい。

※ 3 後継者不在により、事業再編・事業統合等を行わなければ事業継続が困難になることが見込まれている者に限ります。

(2)支援内容

【後継者承継支援型】

補助率：1/2 または 2/3 補助上限額：最大 500 万円

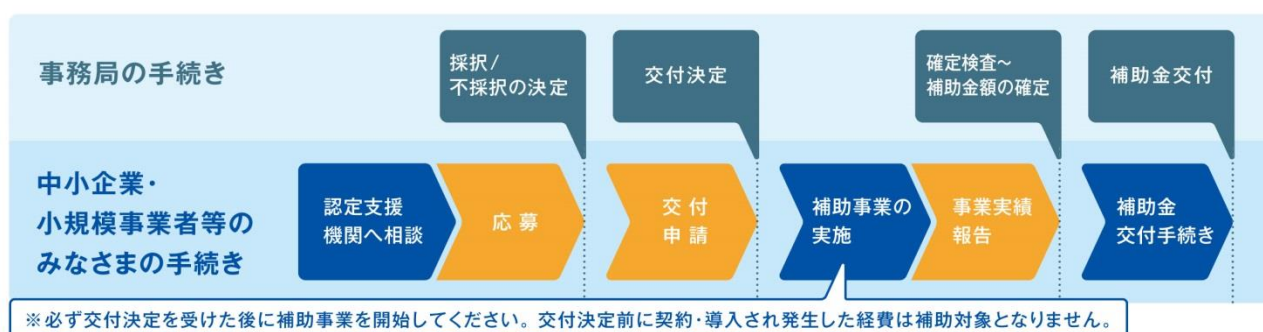
【事業再編・事業統合支援型】

補助率：1/2 または 2/3 補助上限額：最大 1,200 万円

(3)補助対象経費と交付までの流れ

【補助対象経費】

人件費、設備費、原材料費、外注費、委託費、広報費、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、店舗等借入費、会場借料費、マーケティング調査費、申請書類作成費用、廃業登記費、在庫処分費、解体費・処分費、原状回復費



3 | 資金繰り改善に役立つ金融サポート施策

1 | 信用保証協会による借換保証

信用保証協会の保証付借入金の借換保証制度を実施することにより、中小企業の皆様の月々の返済額を軽減し、中小企業の資金繰りの円滑化を図ります。

(1)対象となる方

- 保証申込時点において、保証付きの既往借入金の残高がある方
- セーフティネット保証による借換えを利用する場合は、セーフティネット保証の認定を受け、適切な事業計画を有している方

(2)支援内容

保証付借入金の借換え、複数の保証付借入金の本化等が可能です。

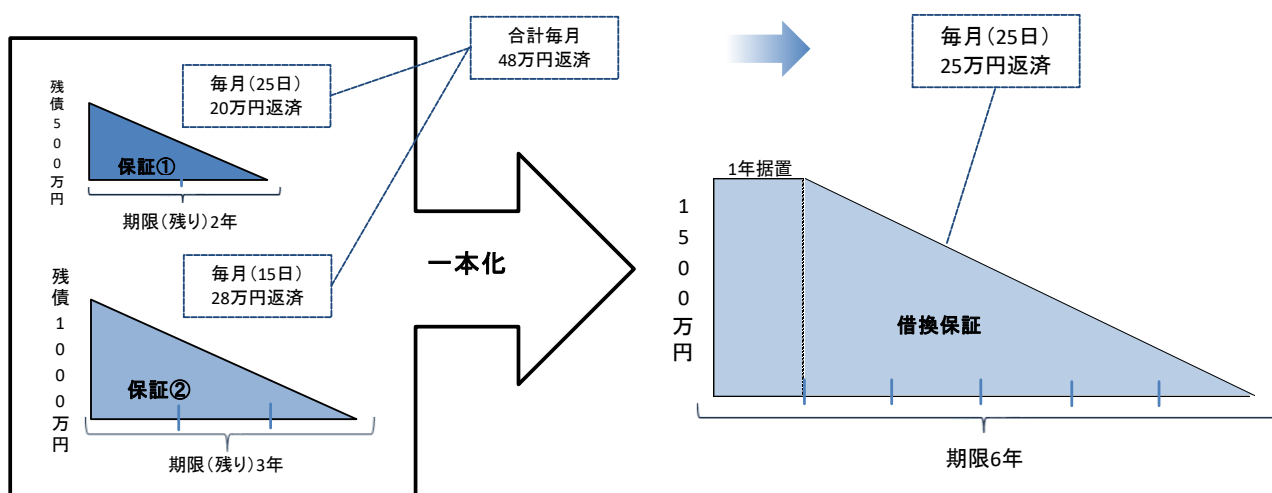
①緊急保証の借換え

セーフティネット保証の要件に該当する方は、セーフティネット保証で借換え、それ以外の方は、一般保証での借換えとなります。借換えにあたっては、追加的に新たな融資（増額融資）を受けることもできます。

■保証条件

- セーフティネット保証で借換える場合は、事業計画書の作成等が必要となります。また、保証期間は原則として10年（据置期間1年以内を含む）以内となります。
- 一般保証で借換える場合は、通常の保証における保証条件と同じです。

■借換のイメージ（参考）



②一般保証、セーフティネット保証及び中小企業金融安定化特別保証の借換え

セーフティネット保証の要件に該当する方は、セーフティネット保証で借換え、それ以外の方は、一般保証での借換えとなります。借換えにあたっては、追加的に新たな融資（増額融資）を受けることもできます。

■保証条件

- セーフティネット保証で借換える場合は、事業計画書の作成等が必要となります。また、保証期間は原則として10年（据置期間1年以内を含む）以内となります。
- 一般保証で借換える場合は、通常の保証における保証条件と同じです

※信用保証協会の保証付きの貸付で金融機関が旧債務を借り手企業の意に反して返済させること（旧債振替）は禁止されています。

③条件変更改善型借換保証

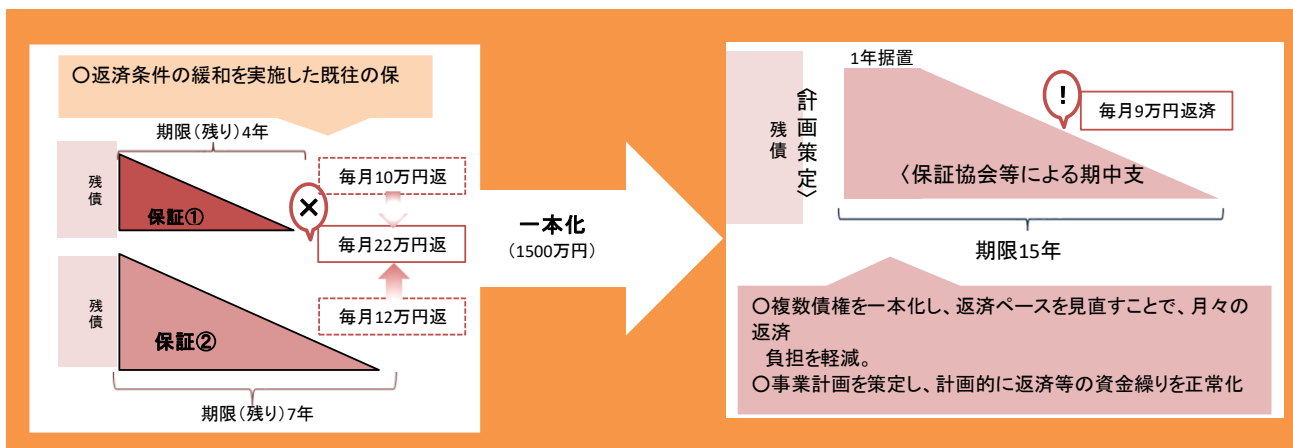
経営者に事業改善の意欲があるにもかかわらず、返済条件の緩和の実施により前向きな金融支援を受けることが困難な中小企業・小規模事業者を対象に、既往の保証付き融資を新たな保証付き融資に借換え、更に真水（ニューマネー）を追加することを可能とします。

■保証条件

- 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、事業計画を策定することが必要となります。
- 保証期間は15年以内（据置期間1年以内※を含む）となり、責任共有制度（8割保証）の対象となります。

※新規資金を追加する場合、据置期間は2年以内。

■条件変更改善型借換保証制度イメージ（参考）



2 | IT 活用促進資金

IT を活用した事業を行う際、日本政策金融公庫の特別貸付が受けられます。

(1)対象となる方

- IT 活用のための投資を行う中小企業者

(2)支援内容

情報化を進めるために必要な、情報化投資を構成する設備などの取得に係る設備資金や、ソフトウェアの取得・制作などに係る運転資金の融資を受けることができます。

貸付対象	<ul style="list-style-type: none"> ①電子計算機等（ソフトウェアを含む） ②周辺装置（モデムの通信機器など） ③端末装置（多機能情報端末など） ④被制御設備（高度数値制御加工装置（CNC）や自動搬送装置など） ⑤関連設備（LAN ケーブルや電源設備など） ⑥関連建物・構築物（上記装置および設備の導入に併せてその取得に必要不可欠な建物・構築物およびそれらの設備に必要不可欠な土地） ⑦その他の設備（その他情報化投資を構成する設備）
資金使途	設備等を取得するために必要とする設備資金及び運転資金
貸付限度	中小企業事業：7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円） 国民生活事業：7,200万円（うち運転資金4,800万円）
貸付利率	基準利率～基準利率▲0.9%（※1）
貸付期間	設備資金：20年以内 運転資金：7年以内

※1 以下のいずれかに該当する方で一定の要件を満たす方は特別利率が適用されます。

- ・ 基幹業務に IT を活用する方（情報セキュリティ対策を2つ以上講じる場合に限る（※2））
- ・ IoT の導入に際して専門家の助言・指導を受けている方（※3）
- ・ 軽減税率対応のための設備を取得する方
- ・ ケーブルテレビ業を営む方

※2 対策導入済みの場合も含まれます。（必要な対策については各機関にお問い合わせ下さい。）

※3 「戦略的 CIO 育成支援事業」、「スマートものづくり応援隊」、「ミラサポ専門家派遣」を活用した専門家からの IoT 導入に係る助言・指導を受けている方

(3)ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出して下さい。（必要書類については各機関にお問い合わせ下さい）。

4 | 財務サポート施策活用のポイント

1 | 固定資産税の特例の創設

「生産性向上特別措置法案」により、導入促進基本計画の同意をうけた市区町村から先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業が、計画に記載されている一定の機械装置や器具備品、建物附属設備等を新規取得した際に課される固定資産税を3年間にわたり、ゼロ以上1/2以下で市町村の定める割合に軽減する措置を講じます。

(1)対象となる方

以下の法人、個人事業主のうち、中小企業基本法上の中小企業に該当するもの。

- 会社及び資本または出資を有する法人：資本金または出資の総額が1億円以下
- 資本または出資を有しない者：従業員数1000人以下

※いわゆるみなし大企業については、先端設備等導入計画の認定の対象となりますが、固定資産税の軽減措置については対象外となります。

税制措置の対象外になる法人は以下のとおりです。

- 同一の大規模法人（資本金1億円を超える法人）に発行済株式または出資の総数または総額の2分の1以上を所有されている法人
- 2以上の大規模法人（資本金1億円を超える法人）に発行済株式または出資の総数または総額の3分の2以上を所有されている法人

(2)支援内容

「生産性向上特別措置法案」に基づいて、中小企業が先端設備等導入計画を策定し、当該設備を設置する市区町村※1に認定された場合、下記の設備※2を新規取得したときに課される固定資産税を3年間にわたりゼロ以上1/2以下で市町村の定める割合に軽減する。※2

- 機械装置（単品160万円以上）
- 器具備品（単品30万円以上）
- 建物附属設備（単品60万円以上）
- 測定工具及び検査工具（単品30万円以上）

※1 国の導入促進指針に基づき、導入促進基本計画を策定した市町村に限ります。

※2 一定の期間内に販売が開始したモデルであって、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するものが対象

(3)適用期間

「生産性向上特別措置法案」の施行日から平成33年3月31日まで。

2 | 事業引継ぎ支援事業

後継者不在等の悩みを抱える中小企業者等からの相談に対して、助言、情報提供を行うほか、M&A等を活用した後継者マッチング支援を行います。

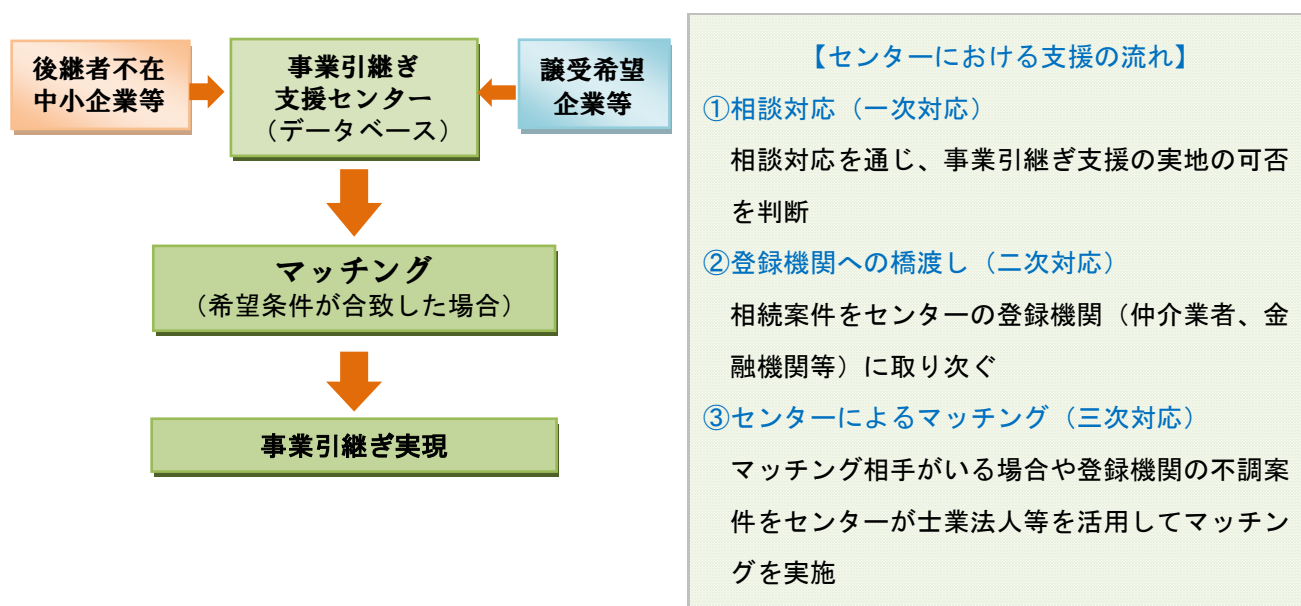
(1)対象となる方

後継者不在等の悩みを抱える中小企業者等。

(2)支援内容

中小企業者等の事業引継ぎや事業承継を円滑に進めるため、各都道府県に設置された「事業引継ぎ支援センター※」が課題解決に向けて助言、情報提供、マッチング支援等を行います。

※「事業引継ぎ支援センター」とは、産業競争力強化法に基づき、中小企業者等の後継者マッチング等を支援するために設立された専門機関。



(3)ご利用方法

M&A等による事業引継ぎを行うためには、早めの相談が大切です。まずは、各都道府県の事業引継ぎ支援センターまでご相談ください。専門家が親身に対応し、相談は無料です。

3 | 中小企業向け所得拡大促進税制

従業員への給与等の支給額を増加させた場合、増加額の一部を法人税等から税額控除できます。平成 30 年度税制改正により、平成 30 年 4 月 1 日以降に開始される事業年度からは制度が大きく変更されました。

(1)対象となる方

適用要件を満たす、青色申告を行う全ての法人・個人事業主が所得拡大促進税制を利用することができます。(業種による制限はありません。)

(2)支援内容

平成 30 年 4 月 1 日以降に開始される事業年度においては、中小企業者等の場合、下図のとおり税額控除が受けられます。

大企業については制度の内容が異なりますので、経済産業省ホームページをご覧ください。

■中小企業向け所得拡大促進税制の概要

【通常】

1 人当たり平均給与※₁が前年度比で 1.5%以上増加した場合

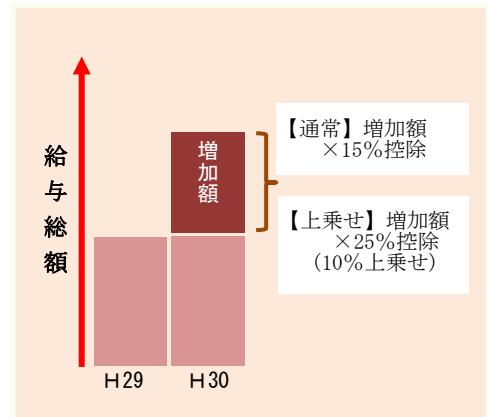
→給与総額※₂の前年度からの増加額の **15%を税額控除。**

【上乗せ】

1 人当たり平均給与が前年度比で 2.5%以上増加し、

一定の要件※₃を満たす場合

→給与総額の前年度からの増加額の **25%を税額控除。**



※通常・上乗せいずれの場合においても、税額控除額は法人税額の 20%が上限。

※1) 1 人当たり平均給与 (継続雇用者給与等支給額)

継続雇用者 (前年度の期首から適用年度の期末まですべての月で給与等の支給を受けた従業員のうち、一定の者) に支払った給与等の総額

※2) 給与総額 (雇用者給与等支給額)

継続雇用者に限定しない、全ての従業員に支払った給与等の総額
(役員等に支払った給与等は除く)

※3) 一定の要件 (以下のいずれかを満たす場合)

- ①教育訓練費が前年度比で 10%以上増加していること
- ②中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上がなされていること

(3)ご利用方法

詳しくは、中小企業庁ホームページ「所得拡大促進税制」でご確認ください。

なお、平成 30 年 3 月 31 日以前に開始された事業年度については、制度の内容が異なりますので、そちらについても上記のホームページでご確認ください。

■参考文献

中小企業庁 平成 30 年度版 中小企業施策利用ガイドブック

企業経営情報レポート

平成 30 年度 各種支援制度の概要を理解する！ 中小企業施策 活用のポイント

【著 者】日本ビズアップ株式会社

【発 行】税理士法人 森田会計事務所

〒630-8247 奈良市油阪町456番地 第二森田ビル 4F

TEL 0742-22-3578 FAX 0742-27-1681

本書に掲載されている内容の一部あるいは全部を無断で複製することは、法律で認められた場合を除き、著者および発行者の権利の侵害となります。